

原子力発電等に関する要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

原子力発電等に関する要請書

原子力は、安定供給、経済性、環境適合性において優れたエネルギー源として我が国のエネルギー政策の中核を担い、高度経済成長期以後の国家の発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、福島第一原子力発電所事故は、原子力発電所に対する安心と信頼を根底から覆し、地域に住む多くの人々から日常生活の全てを奪った。

国は、事故から約2年が経過するにも拘らず、被災された方々の生活再建への道筋が一向に見通せない現状を重く受け止め、不自由な生活を余儀なくされている被災者が、安心して生活できる環境整備を何よりも優先して取り組むとともに、全国の原子力発電所の安全を徹底的に確保する責務がある。

一方、国民生活や経済、産業を支えるエネルギー政策については、前政権では、2030年代に原発稼働ゼロを目指しながら、それを可能とする具体的方策に欠けた実現性に乏しい戦略を掲げるなど、国家の根幹である重要政策に混乱を招いた。

このことは、原子力発電所の長期停止や建設工事の延期など、地域の経済・雇用に深刻な影響を与えたばかりか、発電所の立地そのものに対して国民から厳しい目を向けられるなど、立地地域のまちづくりにも大きな影を落としている。

これらのことから、約半世紀にわたり電力の安定供給を通じて、我が国の発展を支えてきた立地地域として、以下の事項について確実に取り組むことを強く要請する。

平成25年1月29日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 河瀬 一治

【被災地の復旧・復興について】

福島第一原子力発電所における原子力災害は今もなお収束せず、多くの被災者が深刻な生活不安を抱えたまま、不自由な避難生活を余儀なくされている。

国は、被災者が安全で安心な生活を取り戻すためのあらゆる施策を進める責務があるが、これまでの国の取組は被災者の望むものとはほど遠く、誠実に向き合ってきたとは言い難い。

被災地を一日も早く復旧・復興させるため、これまで国策として原子力発電を推進してきた国の責任において、以下の事項に取り組むことを強く求める。

1 被災地の復興

- (1) 国は、市町村が策定する復興計画の着実な実施のため、被災市町村、被災者及び受け入れ先自治体との対話を踏まえ、必要な施策を速やかに講じるとともに、被災者の望む復興の早期実現に全力を尽くすこと。
- (2) 国は、被災者の帰還に向け、雇用・教育・子育て・医療・住居・行政機能など、生活基盤の早期再建に全力を尽くすこと。
- (3) 国は、被災者の立場に立ち、福島事故に伴い発生したあらゆる被害に対し、実態に見合った損害賠償の方針を示すとともに、事業者が被災者に対して迅速かつ確実に損害賠償を行うよう、責任を持って指導すること。
- (4) 国は、被災市町村に対し、長期派遣により職員・専門家を常駐させるなど、継続的な人的支援を行うこと。

2 被災地の除染

- (1) 国は、事故発生前の状態へ早期に回復するため、被災地域の徹底的な除染について責任を持って行うこと。
- (2) 国は、除染作業における現場の実態を十分調査するとともに、その結果を踏まえ、管理体制・手順などを見直し、除染を着実に進めること。

(3) 国は、継続的な除染技術の向上に取り組むこと。

(4) 国は、除染廃棄物等の中間貯蔵施設に関し、関係市町村及び地域住民と丁寧な対話を行うとともに、国民に対し、その重要性や影響などについて十分に情報を提供すること。

3 被災者の健康管理

(1) 国は、被災者への継続的な健康調査を実施し、検査結果や事故後の行動などの記録・管理及び被災者への検査結果の公表を行うとともに、将来にわたり被災者に生じた健康被害への補償について責任を持って行うこと。

(2) 国は、被災者の精神的ケアを長期的に実施すること。

【安全対策・防災対策について】

現在、原子力規制委員会において、新たな安全基準や具体的防災対策について、精力的に検討が進められているが、現に原子力発電所が立地する地域で暮らす住民の安心・安全を確保するためには、厳格な基準に基づく安全規制と、万一の原子力災害に備えた万全の防災対策は必要不可欠である。

今回の原子力事故及び原子力災害において顕在化した安全規制及び原子力防災対策の不備を早急に見直し、国民から信頼される規制体制や防災体制を構築するため、以下の事項に取り組むことを強く求める。

1 安全規制の強化

- (1) 国は、福島事故や海外の知見を反映した世界最高水準の安全性を確保できる安全基準を早急に示し、全国の原子力発電所の安全性を迅速に確認すること。
- (2) 国は、安全規制に携わる人材の大幅な増強と育成を行い、現場における規制体制の強化を図ること。

2 原子力防災体制の強化

- (1) 国は、原子力災害の広域化に備え、広域避難や行政機能移転などについて、関係機関の調整を主導して行うこと。
- (2) 国は、立地地域の状況を踏まえ、避難道路の整備や既存道路の改良、情報伝達のための通信網の強化に早急に取り組むこと。
- (3) 国は、オフサイトセンターの施設整備・機能強化及び代替防災拠点の整備を行うこと。
- (4) 国は、複合災害時においても、緊急モニタリング結果や放射能拡散予測結果など、住民対応に必要な情報を迅速かつ確実に市町村に伝えることのできる情報伝達体制を構築すること。
- (5) 国は、原子力災害時に防災担当職員を市町村に派遣できる体制を予め確立し、災害発生時には、確実に職員を派遣すること。

- (6) 国は、各市町村の防災拠点の機能強化など、市町村が独自に行う原子力防災対策強化のための事業に対し、財政支援を行うこと。
- (7) 国は、市町村が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成するために必要不可欠な具体的事項を早急に示すこと。
- (8) 国は、安定ヨウ素剤の管理・服用に関する基準を明確に示すとともに、広域避難や屋内退避の際にも住民に対して迅速かつ確実に配布・服用が行える体制を構築すること。
- (9) 国は、有事に備えた原子力発電所等の防護対策を強化すること。

【エネルギー政策について】

エネルギー政策については、国民生活の向上及び社会・経済活動の発展に資することが基本であり、それを可能とするための最適なエネルギーミックスを追求することが重要である。

しかしながら、2030年代の原発稼働ゼロを目指した前政権の戦略については、多角的視点と具体的方策に欠いたものであり、我が国の将来を見据えた実現性のある明確な方針や施策は未だ不透明なままである。

現在及び将来の国民生活に責任を持てるエネルギー政策を確立するため、国の責任において、以下の事項に取り組むことを強く求める。

1 今後のエネルギー政策

- (1) 国は、原子力を含めたあらゆるエネルギーの可能性を幅広い視点から検証することにより、持続可能な電源構成のあり方を確立し、実現可能なエネルギー政策を明確に示すこと。
- (2) 国は、エネルギー基本計画の改定にあたって、原子力政策に深く関わり合う立地地域の意見を尊重し、エネルギー需給の考え方と実現に向けた取組を具体的に示すこと。
- (3) 国は、核燃料サイクル政策の方向性や、原子力発電所の新增設・リプレース・廃炉について、明確な方針を示すこと。
- (4) 原子力規制委員会において安全性が確認された原子力発電所の稼働については、政府が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- (5) 国は、長年にわたり直面している使用済燃料の貯蔵や処理処分を含めたバックエンドに係る諸課題について、消費地も含め徹底的に議論する場を設け、強いリーダーシップの下に解決に向けた取組を着実に進めること。

2 人材育成の強化・原子力の理解促進

- (1) 国は、原子力安全に携わる技術者の人材育成及び技術継承のための取組を強化すること。

- (2) 国は、原子力を含めたエネルギー問題や放射線について、学校教育での充実を図るなど、正しく理解するための取組を強化すること。
- (3) 国は、我が国における原子力発電の意義や立地地域がこれまで果たしてきた役割を国民に説明し、理解を得ること。

【立地地域対策について】

原子力発電所の長期停止や建設工事の延期などは、原子力と共存共栄の道を歩んできた立地地域の経済や産業に大きな影響を与えており、地域経済の冷え込みによる雇用の悪化が顕在化している。

また、国のエネルギー政策の方向性が不透明なままでは、地域経済はもとより、今後のまちづくりにも深刻な影響を及ぼすことが必至である。

約半世紀にわたり、国との信頼関係のもと、国策である原子力政策に協力してきた立地地域への支援は国が責任を持って行うべきであり、以下の事項に取り組むことを強く求める。

1 地域経済への支援

- (1) 国は、原子力発電所の長期停止及び建設工事の延期などによる地域経済への影響について実態調査を行い、その結果を踏まえ、地域に応じた経済振興、雇用確保のための具体的施策を示すこと。
- (2) 国は、自治体が行う中小企業への資金繰り支援や雇用確保などの経済・雇用対策に対する財政支援を行うこと。
- (3) 国は、これまでの対応の遅れが原子力発電所の長期停止及び建設工事の延期などにつながり、地元企業に多大な損失が生じている状況を認識し、国の責任において損失の補償を行うこと。
- (4) 国は、立地地域が自立して発展できるよう、各自治体の特性を活かした多様な産業の創出を支援すること。

2 電源三法交付金等

- (1) 国は、電源三法交付金について、電力安定供給に資するための施策であることを国民に対し十分に広報すること。
- (2) 国は、電源三法交付金について、地域の実情に合わせた運用が行えるよう、使途を自由裁量とし、事務手続きを簡素化すること。

- (3) 国は、事故対応やそのための基金の積み立てが行えるよう、電源三法交付金の上積みを行うこと。
- (4) 国は、電源三法交付金について、立地市町村が対応を余議なくされる施設の解体撤去完了まで、交付対象期間とすること。
- (5) 国は、原子力発電施設に係る固定資産税について、実態に即し、税制上の耐用年数を延長するとともに、立地市町村の対応が不可欠となる施設の解体撤去完了まで、課税期間を延長すること。
- (6) 国は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法について、立地地域における安全対策の必要性などを考慮し、対象事業の拡大や補助率の更なる嵩上げなど、制度を拡充すること。
- (7) 国は、原子力事故による廃炉について、事故対応のための交付金の新設を行うなど、特別な措置を講じること。

全国原子力発電所所在市町村協議会
名 簿

○ 会 員 (24市町村)

平成25年1月1日現在

職 名	会 員 名	職 名	会 員 名
会 長	敦 賀 市 長	河 瀬 一 治	敦 賀 市 議 会 議 長
副 会 長	双 葉 町 長	井 戸 川 克 隆	双 葉 町 〃
〃	御 前 崎 市 長	石 原 茂 雄	御 前 崎 市 〃
〃	柏 崎 市 長	会 田 洋 豊	柏 崎 市 〃
〃	高 浜 町 長	野 瀬 秀 雄	高 浜 町 〃
理 事	薩 摩 川 内 市 長	岩 切 野 浩 臣	薩 摩 川 内 市 〃
〃	泊 村 長	牧 越 須 田 善 靖 善	泊 村 〃
〃	東 通 村 長	越 須 田 泉 浦 正 和 満	東 通 村 〃
〃	女 志 賀 町 長	小 松 山 金 龜 馬 遠 松 村 品 山 時 柏 渡 岸	女 志 賀 町 〃
〃	松 江 方 町 長	山 金 龜 馬 遠 松 村 品 山 時 柏 渡 岸	松 江 市 〃
〃	伊 方 町 長	山 金 龜 馬 遠 松 村 品 山 時 柏 渡 岸	伊 方 町 〃
〃	大 石 浪 江 町 長	山 金 龜 馬 遠 松 村 品 山 時 柏 渡 岸	大 石 浪 江 町 〃
〃	富 岡 町 長	山 金 龜 馬 遠 松 村 品 山 時 柏 渡 岸	富 岡 町 〃
〃	富 岡 町 長	山 金 龜 馬 遠 松 村 品 山 時 柏 渡 岸	富 岡 町 〃
〃	東 海 村 長	山 金 龜 馬 遠 松 村 品 山 時 柏 渡 岸	東 海 村 〃
〃	刈 羽 村 長	山 金 龜 馬 遠 松 村 品 山 時 柏 渡 岸	刈 羽 村 〃
〃	美 浜 町 長	山 金 龜 馬 遠 松 村 品 山 時 柏 渡 岸	美 浜 町 〃
〃	お お い 町 長	山 金 龜 馬 遠 松 村 品 山 時 柏 渡 岸	お お い 町 〃
監 事	上 関 町 長	山 金 龜 馬 遠 松 村 品 山 時 柏 渡 岸	上 関 町 〃
〃	大 熊 町 長	山 金 龜 馬 遠 松 村 品 山 時 柏 渡 岸	大 熊 町 〃
〃	玄 海 町 長	山 金 龜 馬 遠 松 村 品 山 時 柏 渡 岸	玄 海 町 〃
			堂 前 一 幸
			西 島 昌 和 彰 夫 敬 宣 春 雄 一 城 作 雄 芳 博 一 内 男 三 晋 寛 数 生 嗣
			霜 田 輝 和 文 清 公 俊 千 周 秀 和 数 皓 左 邦 一 藤 村 塚 谷 良 幸 孝
			瀨 尾 宇 留 間 小 笠 原 村 井 澤 戸 部 阿 吉 宮 山 村 佐 北 中 山 千 岩

○ 準 会 員 (6市町村)

職 名	準 会 員 名	職 名	準 会 員 名
	神 恵 内 村 長		む つ 市 長
	共 和 町 長		六 ヶ 所 村 長
	岩 内 町 長		長 浜 市 長
	高 橋 昌 幸 二 司		宮 下 順 一 郎 健 治 勇
	山 本 栄 雄		古 藤 井
	上 岡		

○ 事務局 敦賀市企画政策部原子力安全対策課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
TEL 0770-22-8113
FAX 0770-22-1743
URL <http://www.zengenkyo.org/>

会員全国地図

